

千葉県歯・口腔保健審議会 会議資料

平成23年3月9日（水）

千葉県

目 次

1. 千葉県歯・口腔保健計画（案）関係資料	
(1) 千葉県歯・口腔保健計画（案）について（諮問）	1
(2) 「千葉県歯・口腔保健計画」の策定スケジュール（案）	2
(3) 「千葉県歯・口腔保健計画（案）」に係る意見募集の結果について	3
(4) 千葉県歯科保健実態調査の概要	9
(5) 千葉県歯科保健関係予算	10
2 8020運動推進特別事業関係資料	
(1) 平成22年度「8020運動推進特別事業」について	11
(2) 平成23年度「8020運動推進特別事業」について（案）	16
3 参考資料	
(1) 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例	17
(2) 千葉県行政組織条例（抜粋）	19
(3) 千葉県歯・口腔保健審議会委員名簿	21
(4) 傍聴要領	22

健支第 1337号

千葉県歯・口腔保健計画（案）について（諮問）

千葉県歯・口腔保健計画（案）について、千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例第9条の規定により諮問します。

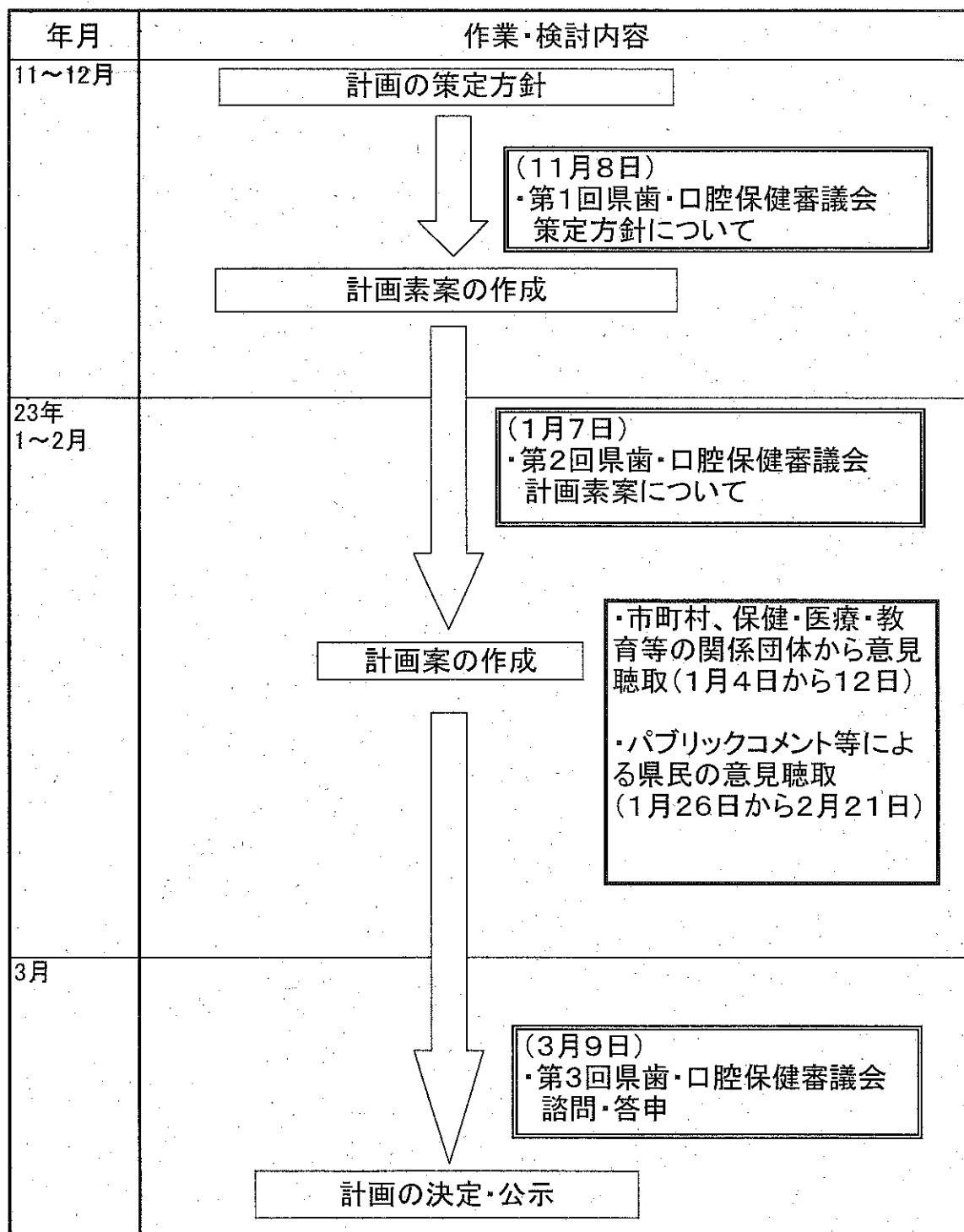
平成23年3月8日

千葉県歯・口腔保健審議会

会長 丹沢 秀樹 様

千葉県知事 鈴木 栄治

「千葉県歯・口腔保健計画」の策定スケジュール(案)



「千葉県歯・口腔保健計画（案）」に係る意見募集の結果について

1 パブリックコメントによる意見聴取

(1) 閲覧方法

ア 千葉県のホームページ

イ 県の窓口での閲覧

健康づくり支援課、県政情報コーナー、各県民センター及び事務所

千葉県文書館、各健康福祉センター

ウ 意見募集期間

平成23年1月26日（水）から2月21日（月）まで

(2) 意見提出者数 5名（団体）

(3) 延べ意見数 25件

(4) 提出方法

FAX 2名（団体）

電子メール 3名（団体）

(5) 主な意見

別紙のとおり

2 その他の説明会、県民アンケート調査等

(1) 千葉県歯科医学大会県民公開講座において

ア 日時及び場所

平成23年2月20日（日） 京成ホテルミラマーレ

イ 参加者数

約150名

(2) 市町村等の歯科保健事業において

・31市町村等 1,883名

・2小学校、2中学校 781名

千葉県歯・口腔保健計画(案)へ提出された御意見と県の考え方について(1)

番号	項目名	意見の概要	県の考え方
1	目標 第2章 第2節 児童生徒のむし歯予防等の目標	指標に歯肉炎などの歯周疾患を入れてほしい。	児童生徒においては、依然、むし歯が多い現状から、指標はむし歯予防を中心に行なっています。また、児童生徒の歯周疾患の罹患状況が整理されていませんが、「第4章 施策の方から指標を設定しませんでしたが、「第4章 施策の方に向むく第4節・口腔の健康づくり」2・児童生徒の歯・口腔の健康づくり対策において歯周疾患の予防を充実させる旨の記載をしております。
2	目標 第2章 第2節 児童生徒のむし歯予防等の目標	指標「児童生徒における歯磨剤使用者の割合の増加」でツッ化物配合歯磨剤を入れてほしい。	歯磨剤のほどんどにツッ化物が配合されていることが、「児童生徒における歯磨剤使用者の割合の増加」は御意見の趣旨を含んだものとしております。
3	目標 第2章 第2節 児童生徒のむし歯予防等の目標	指標に児童生徒の口腔機能改善並びに育成の目標を入れてほしい。	指標は、現状を定期的に数値で把握できること、評価が客観的にできることなども考慮すべしにあることから、児童生徒の口腔機能改善並びに育成に関する指標を設定しませんでした。しかしながら、児童生徒の口腔機能改善並びに育成は重要なことですので、「第4章 施策の方向 第4節・母子・児童生徒、成人、高齢者等の生涯にわたる歯・口腔の健康づくり」2・児童生徒の歯・口腔の健康づくりの重要性を盛り込んでおります。
4	第3章 歯・口腔保健の現状と課題 第1節 歯科疾患の状況	1歳6ヶ月歯科健診では約9倍、3歳では3倍、12歳では6倍の地域間での差がある。まことにこのような差があるという状況、その経年的な推移の情報を歯科保健に係する人で共有することが必要。そのためには、千葉県が、HPで地域歯科保健情報マップの整備し、公開していくことが必要と思われる。	御指摘のどおり、乳幼児及び児童生徒のむし歯の地域差があることから、乳幼児及び児童生徒のむし歯予防等の目標にむし歯の地域差の縮小を掲げております。ホームページ等による公開等については、今後の検討課題としております。

千葉県歯・口腔保健計画(案)へ提出された御意見と県の考え方について(2)

番号	項目名	意見の概要	件数	県の考え方
5	第3章 歯・口腔保健の現状と課題 第1節 歯科疾患の状況 2 児童生徒のむし歯の状況	早くからフッ化物洗口を取り入れている都道府県は、明らかに一人平均むし歯数は低いことから、全国のフッ化物洗口実施状況と12歳児の一人平均むし歯数の比較できる図表を考えてほしい。	1	フッ化物洗口を実施している都道府県においても、その実施状況は様々であることから、当該都道府県の12歳児の一人あたり平均むし歯数と都道府県を単純に比較することはできないと考えています。また、市町村その他関係者がフッ化物応用等によるむし歯の予防対策を行う場合に、効率的・効果的に行われるよう情報提供や技術的助言を行っていきます。
6	第4章 施策の方向 第3節 フッ化物応用等のむし歯の予防対策	フッ化物応用のむし歯対策には、フッ化物事業そのものに県が積極的な財政的援助を行いう必要があると思う。	2	市町村その他関係者がフッ化物応用等によるむし歯の予防対策を行う場合に、効率的・効果的に行われるよう情報提供や技術的助言を行っていきます。
	第4章 施策の方向 第3節 フッ化物応用等のむし歯の予防対策	フッ化物応用、特にフッ化物による洗口を継続的に行うことについて反対。特に、子供たちは対象に学校や幼稚園、保育園でされることが多い。急性中毒の報告もあり、体内に蓄積されることの危険性もある。その上、学校でされることで、親も断ることがとても難しい。WHOではフッ化物洗口は6歳未満禁忌。集団で実施するのに、学校の先生が調剤管理などを任せられ、ひとりひとりに目が届かず、飲み込んでしまうなど、事故がおこる可能性もある。また、濃度が高い液を間違えて使用した例をあつたと聞いています。	1	フッ化物応用によるむし歯予防の安全性と有効性は、WHO(世界保健機関)をはじめ、厚生労働省、日本歯科医師会、日本歯科医学会等、国内外の専門機関で確認されております。このため、「フッ化物応用など個人で利用可能な方法について、県民に正しい情報を提供し、個人の自由な選択のもとで、県民の利用について支援を行っていきます。」と記載しております。

千葉県歯・口腔保健計画(案)へ提出された御意見と県の考え方について(3)

番号	項目名	意見の概要	件数	県の考え方
8	第4章 施策の方向 第4節 母子、児童生徒、成人、高齢者等の生涯にわたる歯・口腔の健康づくり 1 母子の歯・口腔の健康づくり対策 (ア)妊娠婦及び胎児	口腔の発達及び歯の萌出前からの保護者への歯科保健指導は大切であることに併せ、胎児の歯の形成に望ましい食生活や、出生後の口腔の発達や乳歯に関する歯科保健指導も充実してほしい。	1	御指導のおり、口腔の発達及び歯の萌出前から表現を保護者への歯科保健指導は大切であることから表現を修正していきます。
9	第4章 施策の方向 第4節 母子、児童生徒、成人、高齢者等の生涯にわたる歯・口腔の健康づくり 1 母子の歯・口腔の健康づくり対策 (ウ)幼児(1～3歳)	ハイリスク児に対する歯科衛生士が行う保健指導は、「歯科保健指導」と記載してほしい。	1	市町村等における歯・口腔の健康づくりは様々な職種が取り組んでいる現状から、「保健指導」という言葉を用いております。
10	第4章 施策の方向 第4節 母子、児童生徒、成人、高齢者等の生涯にわたる歯・口腔の健康づくり 1 母子の歯・口腔の健康づくり対策 (ウ)幼児(1～3歳)	1歳6か月児歯科健診においてフッ化物歯磨剤の使用の状況把握と正しい使用方法の普及をはかる必要がある。	1	1歳6か月児の歯磨剤の使用状況は、平成22年度千葉県歯科保健実態調査によれば、41.2%の児が使っていました。また、施策の方向で記載しています市町村等で実施する1歳6か月児歯科健診等における歯口清掃指導において、正しい使用方法の普及を図ってまいりたいと考えています。
11	第4章 施策の方向 第4節 母子、児童生徒、成人、高齢者等の生涯にわたる歯・口腔の健康づくり 1 母子の歯・口腔の健康づくり対策 (ウ)幼児(1～3歳)	ハイリスク児に対する予防処置は、具体的にどのように予防処置をさしているのかがわかるようにしたらしいのではないか。	1	ハイリスク児に対する予防処置は、「フッ化物歯面塗布やフィッシャーシーラントなど」です。本計画では、わかりやすい表現に努めていますが、専門用語を使用せざるを得ない場合ありますので、資料編に用語解説を設けることにいたしました。
12	第4章 施策の方向 第4節 母子、児童生徒、成人、高齢者等の生涯にわたる歯・口腔の健康づくり 1 母子の歯・口腔の健康づくり対策 (工)幼児(4～5歳)	多くの第1大臼歯(6歳臼歯)が生え始めるための準備をする時期であり、萌出し始めた児も出てくるか教には少ないはずである。他の歯と比較して抜歯にいたることが多いのは、この時期ではなく、永久歯の中では、萌出中からむし歯になりやすく、早期に喪失する可能性が最も高い歯である。	1	歯の萌出時期は個人差がありますが、第1大臼歯の重要性に鑑み、第1大臼歯が生え始めることがあります。なお、この歯と比較して抜歯にいたることが多いのは、この時期ではない旨等の御意見についてには、表現を工夫していきます。

千葉県歯・口腔保健計画(案)へ提出された御意見と県の考え方について(4)

番号	項目名	意見の概要	件数	県の考え方
13	第4章 施策の方向 第4節 母子、児童生徒、成人、高齢者等の生涯にわたる歯・口腔の健康づくり 1 母子の歯・口腔の健康づくり対策 (工)幼児(4~5歳)	永久歯の萌出が始まり、むし歯予防や歯並びやかみ合せなどについて定期的に健診を受けられるように、かかりつけ歯科をつくることを入れてほしい。	1	御指導のとおり、家庭や地域のかかりつけ歯科医等と連携する旨の記載を追加します。
14	第4章 施策の方向 第4節 母子、児童生徒、成人、高齢者等の生涯にわたる歯・口腔の健康づくり 2 児童生徒の歯・口腔の健康づくり対策	早いとすでに永久歯が生え始める幼児がいることから、食生活の乱れが原因で、就学前にむし歯にしてしまう幼児も少なくない。	1	歯の萌出時期は個人差がありますが、第1大臼歯の重要性に鑑み、第1大臼歯が生え始めるごとに、母子の歯・口腔の健康づくり対策 (工)幼児(4~5歳)」で記載しております。
15	第4章 施策の方向 第4節 母子、児童生徒、成人、高齢者等の生涯にわたる歯・口腔の健康づくり 2 児童生徒の歯・口腔の健康づくり対策	フッ化物に対する正しい情報を提供し、フッ化物洗口の普及を図ってほしい。	3	「第4章 施策の方向 第3節 フッ化物応用等のむし歯の予防対策」において、「フッ化物応用など個人で利用可能な方法について、県民に正しい情報を提供し、個人の自由な選択のもとで、県民の利用について支援を行っていきます。」で趣旨を記載しております。
16	第4章 施策の方向 第4節 母子、児童生徒、成人、高齢者等の生涯にわたる歯・口腔の健康づくり 2 児童生徒の歯・口腔の健康づくり対策	児童生徒の中で、自分の歯や歯肉の状態を観察する習慣のある者の割合が半分以下と低い状況を改善する必要があります。そのためには、小学校、中学校での歯科保健についての授業を行うことが必要と思われる。	1	施策の方向において、学校で実施する定期的な歯科検診や保健教育などでセルフチェックを充実させていくことをを記載していますが、具体的な取組については今後の検討課題としております。
17	第4章 施策の方向 第4節 母子、児童生徒、成人、高齢者等の生涯にわたる歯・口腔の健康づくり 2 児童生徒の歯・口腔の健康づくり対策	正しい食生活、嗜む力の育成を児童生徒に指導し、理解実践させるか、そして、児童生徒の口腔機能の実態を客観的に調査、分析、その結果に基づいた学校現場での望ましい食教育を指導することにより、生活習慣の改善を図ってほしい。	1	施策の方向において、「児童一人一人が楽しく「食」について学びながら、自らの食生活を振り返り、より望ましい食生活を身につけられることを願って、咀嚼の重要性も盛り込まれた食に関する学習ノート「いきいきちばっこ」を活用していきます。」と記載してあります。

千葉県歯・口腔保健計画(案)へ提出された御意見と県の考え方について(5)

番号	項目名	意見の概要	件数	県の考え方
18.	第4章 施策の方向 第5節 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯・口腔の健康づくり対策	フッ化物の誤った情報により、フッ化物の普及が伝まっていない。	2	「第4章 施策の方向 第3節 フッ化物応用等のむし歯の予防対策」「フッ化物応用など個人で利用可能な方法について、県民に正しい情報を提供し、個人の自由な選択のもとで、県民の利用について支援を行っていきます。」で趣旨を記載しております。
19	第4章 施策の方向 第6節 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上	高齢化に加えて高齢者の残存歯数が増加するので、高齢者への歯科保健対策を充実する必要がある。そのためには、市町村の歯科衛生士の増員が必要と思われる。	1	「市町村の歯科衛生士が歯・口腔保健サービスに果たす役割は大きいことから、今後、歯・口腔保健サービスをさらに展開するにあたり、市町村等に歯科衛生士の配置を働きかけていきます。」と記載しております。
20	資料編 県民の行動指針	県民の行動指針において乳幼児期に「……歳からフッ化物歯磨剤を使用しましよう」などと乳幼児に対するフッ化物歯磨剤の正しい使用方法をすすめる指針とすると思われる。	1	「乳幼児期における歯磨剤の使用開始時期には個人差があること、歯磨剤のほどどんにフッ化物が配合されていることから、行動指針では「食べたら歯を磨く習慣をつけましょう。」と記載しております。

千葉県歯科保健実態調査の概要

1 平成22年度1歳6か月児及び3歳児歯科保健アンケート調査

(1) 調査の対象

平成22年11月に市町村で実施するすべての1歳6か月児及び3歳児歯科健康診査を受診した保護者

(2) 調査の期日

平成22年11月(市町村で実施する1歳6か月児及び3歳児歯科健康診査と共に実施)

(3) 主な調査事項

歯口清掃の状況、間食の摂取状況、フッ化物の塗布状況、生活習慣の状況、保護者の保健行動の状況、摂食嚥下の状況、その他

(4) 調査系統

県 一 健康福祉センター(千葉市、船橋市、柏市) 一 市町村

2 平成22年度千葉県児童生徒歯科保健実態調査

(1) 調査の対象

平成12年度及び平成17年度千葉県児童生徒歯科保健実態調査に協力した県内公立小学校22校の第1学年及び第4学年、県内公立中学校22校の第1学年、県立高等学校9校の第1学年とする。

(2) 調査の期日

平成22年11月

(3) 主な調査事項

歯口清掃の状況、甘味菓子飲料の摂取状況、保健行動の状況、その他

(4) 調査系統

県 一 各学校

3 市町村歯科健診(検診)実績把握調査

(1) 調査の対象

県内のすべての市町村

(2) 主な調査事項

市町村が、平成21年度に実施した歯科健康診査(検診)(ただし、1歳6か月児及び3歳児歯科健康診査を除く。)で、歯科疾患の状況、歯科保健意識の状況など

(3) 調査系統

県 一 市町村

千葉県歯科保健関係予算

区分	事業名	予算額(千円)	平成23年度 当初予算		平成22年度 9月補正予算	
			事業名	予算額(千円)	事業名	予算額(千円)
普及啓発	・口腔保健週間(歯の衛生週間) 6月4日から10日にかけて口腔保健の普及啓発	424	・口腔保健週間(歯の衛生週間) 6月4日から10日にかけて口腔保健の普及啓発	424		
	・8020運動推進講演会 県民等に対する講演会	691	・8020運動推進講演会 県民等に対する講演会	691		
	・千葉県歯・口腔保健計画の印刷	1,155				
			・条例の趣旨の啓発普及(リーフレットの作成)	1,050		
8.0.2.0運動の推進	・8020運動推進特別事業 (1) 8.0.2.0運動推進宣言委員会 (2) 障害児振食膳下指導調査研究事業 (3) 要介護者等振食膳下指導普及事業 (4) フッ化物洗口普及事業 (5) 病院入院患者口腔ケア普及推進事業	19,000	・8020運動推進特別事業 (1) 8.0.2.0運動推進宣言委員会 (2) 障害児振食膳下指導調査研究事業 (3) 要介護者等振食膳下指導普及事業 (4) フッ化物洗口普及事業 (5) 病院入院患者口腔ケア普及推進事業	16,699		
	・訪問歯科保健医療サービス推進研修会 ホームページ等の研修	438	・訪問歯科保健医療サービス推進研修会 ホームページ等の研修	385		
	・在宅歯科診療設備整備事業 歯科診療所に対する訪問用歯科医療機器の整備	19,000	・在宅歯科診療設備整備事業 歯科診療所に対する訪問用歯科医療機器の整備	9,702		
	・在宅歯科医療連携室整備事業	8,000				
	・心身障害児(者)歯科保健巡回診療指導事業 ビーバー号による巡回診療指導	30,148	・心身障害児(者)歯科保健巡回診療指導事業 ビーバー号による巡回診療指導	30,148		
障害者及び難病等の歯科保健サービス	・心身障害児(者)歯科保健巡回診療指導事業 ワゴン車の購入	3,364				
	・難病及び精神障害者等歯科保健サービス基盤整備事業 難病・精神障害者等に対する歯科保健指導等	438	・難病及び精神障害者等歯科保健サービス基盤整備事業 難病・精神障害者等に対する歯科保健指導等	385		
	・市町村歯科保健担当者研修		・市町村歯科保健担当者研修	120		
	・千葉県歯・口腔保健審議会		・千葉県歯・口腔保健審議会	830		
体制の整備	・厚生労働省歯科疾患実態調査	494	・千葉県歯科保健実態調査	4,723		
	合計	84,121		65,157		

平成22年度「8020(ハチマル・ニイマル)運動推進特別事業」について

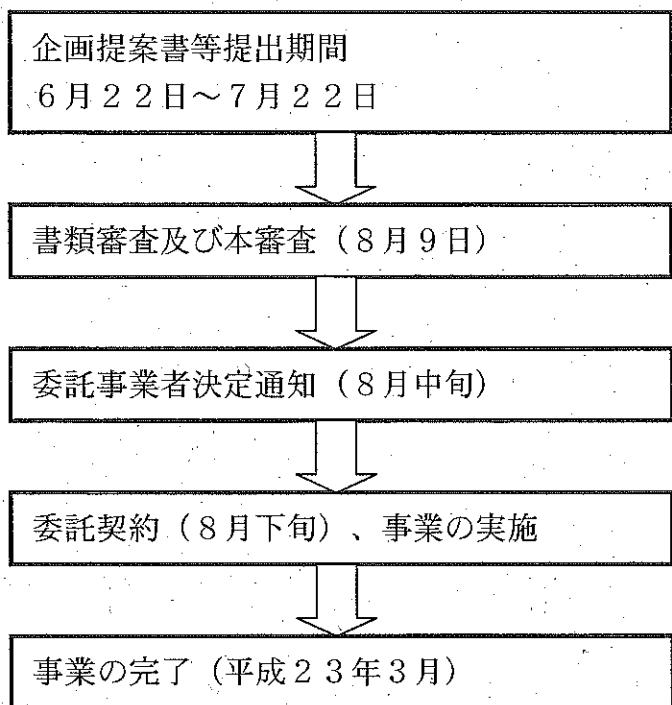
1 目的

この事業は、県民の歯科疾患予防等歯の健康の保持を推進させる観点から、地域における8020(ハチマル・ニイマル)運動に係る政策的な事業を行うとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことを目的とする。

2 対象事業

事業番号	事業名称	事業内容
1	障害児摂食嚥下指導調査研究事業	障害児が、口腔機能の発達を促しながら安全に食べることができるよう、県内の障害児に対する摂食嚥下指導等に対する資源調査を行うとともに、県内の障害児施設において、障害児施設のニーズを踏まえながら、継続的な摂食嚥下指導等の体制を構築する。
2	要介護者等摂食嚥下指導普及事業	医師、歯科医師、看護師、言語聴覚士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員、管理栄養士等に摂食嚥下指導に関する研修を行い、回復期リハビリテーション病棟を有する病院とかかりつけ医等が連携する仕組みを構築する。
3	フッ化物洗口普及事業	施設(障害児施設、保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等)において、フッ化物洗口に対する推進体制の構築を図る。
4	病院入院患者口腔ケア普及推進事業	看護師等に対し、口腔ケアに関する研修を行うとともに、病院とかかりつけ医等が連携する仕組みを構築する。

3 委託事業者の公募及び事業の実施の流れ



4 委託事業者

事業名	委託事業者
障害児摂食嚥下指導調査研究事業	(社)千葉県歯科医師会
要介護者等摂食嚥下指導普及事業	(社)八千代市歯科医師会 東京湾岸リハビリテーション病院 亀田リハビリテーション病院 (社)船橋歯科医師会 八千代リハビリテーション病院
フッ化物洗口普及事業	(社)千葉県歯科医師会 (社)千葉県歯科衛生士会
病院入院患者口腔ケア普及推進事業	東京歯科大学市川総合病院 JFE健康保険組合川鉄千葉病院 (社)船橋歯科医師会 (社)千葉市歯科医師会

5 事業の実施状況

(1) 障害児摂食嚥下指導調査研究事業

(社) 千葉県歯科医師会委託

ア 障害児摂食嚥下指導調査研究事業推進委員会

3回開催

イ 資源調査

- ・歯科医療機関を対象に摂食嚥下指導の経験の有無、研修の受講状況等を把握

- ・障害児施設等を対象に食事の摂取状況、医療機関等の連携の希望等を把握

ウ 摂食嚥下指導の実施

3施設 10回

(2) 要介護者等摂食嚥下指導普及事業

ア (社) 八千代市歯科医師会委託

(ア) 医師等の研修

5回開催

(イ) 回復期リハビリテーション病棟を有する病院とかかりつけ医等の連携
回復期リハビリテーション病院である新八千代病院に入院する回復期の患者の摂食嚥下状態の診査・診断を行っていく。さらに、同病院内の言語聴覚士・理学療法士とも連携していく。

イ 東京湾岸リハビリテーション病院委託

(ア) 医師等の研修

4回開催

(イ) 回復期リハビリテーション病棟を有する病院とかかりつけ医等の連携
脳卒中地域医療連携パス連携用シートを活用し、連携体制を図っていく。

ウ 亀田リハビリテーション病院委託

(ア) 医師等の研修

1回開催

(イ) 回復期リハビリテーション病棟を有する病院とかかりつけ医等の連携
事業推進委員会を設置して、亀田リハビリテーション病院とかかりつけ医等の連携を図っていく。

エ (社) 船橋歯科医師会委託

(ア) 医師等の研修

1回開催

(イ) 回復期リハビリテーション病棟を有する病院とかかりつけ医等の連携

回復期リハビリテーション病棟を有する病院へ退院後の摂食嚥下指導の重要性の指導と摂食嚥下指導を受ける病院施設の紹介を行う。

船橋市民に関してはさざんか歯科診療所で摂食嚥下指導を行う。

オ 八千代リハビリテーション病院委託

(ア) 医師等の研修

8回開催

(イ) 回復期リハビリテーション病棟を有する病院とかかりつけ医等の連携
八千代リハビリテーション病院と東京歯科大学との医療連携により、
入院患者に対するより高度な摂食・嚥下リハビリテーション支援体制を
維持。

八千代市歯科医師会と情報を共有することにより、地域での連携体制
を強化

(3) フッ化物洗口普及事業

ア (社) 千葉県歯科医師会委託

県内の特別支援学校においてフッ化物洗口に対する推進体制を構築

(ア) フッ化物洗口普及事業推進委員会

5回開催

(イ) 説明会及び研修会

5回開催

イ (社) 千葉県歯科衛生士会委託

福祉作業所等障害児者施設においてフッ化物洗口に対する推進体制を
構

(ア) フッ化物洗口普及事業推進委員会

8回開催

(イ) 説明会及び研修会

5回開催

(4) 病院入院患者口腔ケア普及推進事業

ア 東京歯科大学市川総合病院委託

(ア) 看護師等の研修

6回開催

(イ) 病院とかかりつけ医等の連携

脳卒中地域医療連携パス（千葉県共用を含む）にかかるる、当院と市川
市リハビリテーション病院および、その他の回復期病院、介護施設、在宅
療養に携わる医師、看護師等を対象としたセミナーを実施している。

本セミナーでは千葉県共用の脳卒中地域連携パスに導入された歯科情
報シートの活用法と当院での運用状況とその効果について情報提供を行

い、今後の運用や改善点についてセミナーに参加した、医師、看護師と意見交換を行っている。

さらに千葉県共用の脳卒中地域連携バスおよび歯科情報シートにより、地域の歯科診療所の歯科医師が急性期から回復期、維持期へと、脳卒中患者の口腔の健康の維持管理にシームレスの関わるための、医療連携システムを構築することを目的として、回復期病院、介護施設、訪問看護ステーション、居宅介護事業所の医師、看護師、介護士の意見を収集し、歯科医師会、歯科衛生士会とシステムの構築の準備を進めている。

イ JFE健康保険組合川鉄千葉病院委託

(ア) 看護師等の研修

2回開催

(イ) 病院とかかりつけ医等の連携

3病棟で患者さんの聞き取り調査を実施中。かかりつけ歯科診療所に入院中と退院時の2回情報提供を行いたいと考えている。

ウ (社) 船橋歯科医師会委託

(ア) 看護師等の研修

5回開催

(イ) 病院とかかりつけ医等の連携

歯科医師会を通して各病院と地域ごとの歯科診療所との医療連携をする。

エ (社) 千葉市歯科医師会委託

(ア) 看護師等の研修

10回開催

(イ) 病院とかかりつけ医等の連携

かかりつけ歯科医からの入院患者の口腔内情報等の提供により、口腔ケアプラン設計を容易にするなど、病院とかかりつけ歯科医の連携システムを構築するとともに、退院後の患者の口腔ケアを担うにあたり、病院からの全身状態の情報の提供により、退院後の口腔ケアも容易にするなど連携を図る。

平成23年度「8020(ハチマル・ニイマル)運動推進特別事業」について(案)

1 目的

この事業は、県民の歯科疾患予防等歯の健康の保持を推進させる観点から、地域における8020(ハチマル・ニイマル)運動に係る政策的な事業を行うとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことを目的とする。

2 対象事業

番号	事業名称	予算額(千円)
1	障害児摂食嚥下指導調査研究事業	3,000
2	要介護者等摂食嚥下指導普及事業	4,766
3	フッ化物洗口普及事業	2,000
4	病院入院患者口腔ケア普及推進事業 (8020運動推進運営委員会)	8,920
	計	314
		19,000

3 委託事業者の公募及び事業の実施の流れ(予定)

平成23年6月上旬 厚生労働省へ計画書を提出



平成23年7月上旬 厚生労働省から内示



平成23年7月から8月 公募による委託事業者の募集・決定



平成24年3月まで 事業の実施

千葉県報

号外 第16号 平成22年3月26日

(歯科医師等の責務)

らない。

第五条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのつとり、県が実施する歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策及び歯・口腔の保健サービスを実施している市町村に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割)

○ 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例
○ 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。
平成二十二年三月二十六日

条 例

例

千葉県知事 鈴木栄治

千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例

千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第一条 この条例は、県民の歯・口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、県、歯科医師等の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯・口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など県民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことにはがんがみ、県民が日常生活において自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、県内すべての地域において生涯を通じて最適な歯・口腔の保健医療サービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、歯・口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。（市町村との連携協力等）

第四条 県は、前条に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な歯・口腔の保健サービスを実施している市町村との連携協力及び調整に努めなければならぬ。

第七条 事業者は、基本理念にのつとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科健診及び保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、基本理念にのつとり、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自らの歯・口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(千葉県歯・口腔保健計画の策定)

第九条 知事は、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「千葉県歯・口腔保健計画」という。）を定めなければならない。

一 千葉県歯・口腔保健計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

二 歯・口腔の健康づくりに関する基本的な方針

三 歯・口腔の健康づくりに関する目標

四 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、千葉県歯・口腔保健計画を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、表し、広く県民等の意見を求めるべきである。

4 知事は、千葉県歯・口腔保健計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公

表しなければならない。

(基本的施策の推進)

第十条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりを図るための基本的施策として、次の各号に掲げる事項の実施を推進するものとする。

一 歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに市町村その他関係者の連携体制の構築に関すること。

二 市町村その他関係者がフッ化物応用等のむし歯の予防対策を行う場合、その効果的な実施に関すること。

三 市町村その他関係者が行う母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに関すること。

四 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯・口腔の健康づくりに関すること。

五 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び質の向上に関すること。

六 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること。

(財政上の措置)

第十一条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の歯科疾患等実態調査の実施)

第十二条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりの推進を図るための基礎資料とするため、県民の歯科疾患等の実態について必要な調査を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

2 千葉県行政組織条例(昭和三十二年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改定する。

別表第二中健康福祉センター運営協議会の項の次に次のように加える。
千葉県歯・口腔保健審議会 調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に会
答申し、又は建議すること。

別表第三中健康福祉センター運営協議会の項の次に次のように加える。
千葉県歯・口腔会長一市町村を代表する者十五人以内

保健審議会 副会長二保健医療福祉関係者を代表する者

購読料 月決め一部一箇月、九〇〇円(送料を含む。)

本号

一部

八円

三 教育関係者を代表する者
四 事業者又は保険者を代表する者

五 学識経験を有する者
六

発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

定期購読申し込み先

○四三(一一一)一一五二
○四三(一一三)二六五八

千葉県行政組織条例（抜粋）

昭和32年9月10日

条例第31号

（附属機関）

第五条 附属機関とは、法第百三十八条の四第三項の規定により設置される審査会、審議会、調査会等の機関をいう。

（設置等）

第二十八条 県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

（組織等）

第二十九条 前条第一項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

（会長及び副会長）

第三十条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任命等）

第三十一条 委員は、知事が任命又は委嘱する。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第三十二条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（部会）

第三十三条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がそ

の職務を代理する。

6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもつて当該附属機関の議決とみなすことができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(会議の運営等)

第三十四条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(規則への委任)

第三十五条 別に規則で定めるところにより、附属機関に特別委員、専門委員、臨時委員、顧問又は参与を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

別表第二

附属機関名	担任する事務
千葉県歯・口腔（くう）保健審議会	歯・口腔（くう）の健康づくりの推進に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

別表第三

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
千葉県歯・口腔（くう）保健審議会	会長 副会長 委員	1 市町村を代表する者 2 保健医療福祉関係者を代表する者 3 教育関係者を代表する者 4 事業者又は保険者を代表する者 5 学識経験を有する者	15人以内	2年

千葉県歯・口腔保健審議会委員名簿

(順不同、敬称略)
平成22年10月1日現在

区分	所属・役職名	氏名
市町村を代表する者	佐倉市長	蕨 和雄
	千葉県歯科医師会長	浅野 薫之(副会長)
	千葉県歯科衛生士会長	岡部 明子
	千葉県医師会理事	鎌田 栄
保健医療福祉関係者を代表する者	千葉県薬剤師会副会長	石野 良和
	千葉県看護協会会长	松永 敏子
	千葉県介護支援専門員協議会	竹蓋 佐和恵
	千葉県手をつなぐ育成会広報部会長	滝川 彰子
	千葉県保育協議会会长	久保 美和子
教育関係者を代表する者	浦安市教育委員会教育長	黒田 江美子
事業者又は保険者を代表する者	健康保険組合連合会千葉連合会保健事業部会長	川村 孝志
学識経験を有する者	千葉県議会議員	河上 茂
	千葉県議会議員	湯浅 和子
	東京歯科大学教授	松久保 隆
	千葉大学大学院医学研究院教授	丹沢 秀樹(会長)

備考:任期は平成22年10月1日から平成24年9月30日まで

傍聴要領

千葉県歯・口腔保健審議会

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、審議会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- (2) 会議開催中は、静かに傍聬し、言論に対して賛否を表明したり、質問を含めて会議場での発言は一切認められません。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないでください。
- (4) 会場における飲食又は喫煙はご遠慮ください。
- (5) 会場においては、写真撮影、録画、録音等を行なわないこと。また携帯電話、PHS等は必ず電源を切って傍聴してください。
- (6) やむをえない場合を除き、傍聴中の入退室は譲んでください。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、審議会会長及び事務局の職員の指示に従うようお願いいたします。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは注意し、これに従わないときは、退場していただくことがあります。